

要 旨

1 本報告の背景

公認心理師は、その根拠法として平成 27 年（2015 年）に公認心理師法が公布され、心理学に関する初めての国家資格として位置付けられた。公認心理師法の目的は、心理学の専門知識と技術を持つ専門家を国家資格として認定し、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することとされている。公認心理師は、令和 8 年（2026 年）6 月末日現在で 76,547 名が登録されており、主として保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の 5 つに括られる各分野において 4 つの業務を行うこととされている。具体的には、心理検査や面接等による心理状態の観察・分析、相談・助言等の心理支援、家族や他の関係者への助言・指導、心の健康に関する教育・情報提供である。

また、公認心理師法附則第 5 条は、「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。しかしながら、検討によって見出された問題点や課題は十分に解決されているとは言い難く、引き続き様々な角度から再検討を行っていく必要がある。また、公認心理師は、法施行後相応の期間を経たにもかかわらず、資格に対する国民からの認知度はいまだ高いとは言い難い。国民の利益を最大化するために、これらを改善するべく公認心理師の国家的活用の在り方に関する意思の表出として本報告を発出することとした。

2 現状及び問題点

公認心理師法附則第 5 条に基づく法施行の状況の検討に関しては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理師制度推進室（以下、厚労省制度推進室とする）によって行政的検討が進められてきた。そして、令和 5 年度公認心理師活動状況等調査（以下、令和 5 年度調査とする）は、令和 5 年（2023 年）10 月末日時点の公認心理師登録者全員（71,732 名）を対象として、38,827 名の回答（回収率 54.4%）をまとめた最新の活動実態の報告になっている（令和 6 年（2024 年）3 月）。厚労省制度推進室は、この報告に基づき、令和 6 年 7 月に「公認心理師法附則第 5 条に基づく対応について」を社会保障審議会障害者部会に提出し、これを最終報告としている。そこで、本報告においては、当該の調査結果や最終報告を概観し、それぞれの分野で高い見識を持ち、かつ、第一線で実践活動も行っている研究者の意見を参照しながら、公認心理師の活動実態と課題を明らかにする。

3 公認心理師の活動実態と課題

令和 5 年度調査の主要な結果によれば、現在の主たる勤務先（単一回答）は、保健医療分野 24.1%、福祉分野 24.7%、教育分野 27.1%、司法・犯罪分野 3.9%、産業・労働分野 5.6%、その他の機関 8.3%であった（母数 38,827 名）。全体的な特徴としては、ジェンダー構造として女性が公認心理師全体の約 7 割を占めていること、僅差ではあるが教育分野で勤務する公認心理師が最も多いこと、非常勤が 4 割を占めており職業として不安定であ

ること、複数の勤務先を持つ者が多く、常勤ポスト（25.4%）が不足していること（複数回答の現在の勤務先では全回答者のうち、保健医療 30.7%、福祉 29.5%、教育 34.2%、司法・犯罪 4.7%、産業・労働 8.2%に変化）、心理検査や心理療法が主な仕事内容であること、公認心理師以外との多職種連携を求められることが多いこと等が挙げられている。なお、既存心理職との重複は、臨床心理士資格保有者が最も多く 38.9%であった。医師免許保有者との重複は 1.5%であった。そして、先述の主要 5 分野及びその他の施設に関する現状と課題をそれぞれまとめた結果、各分野に特異的な課題が見出された。

4 公認心理師の国家的活用に向けて

今後、公認心理師を国民のために一層活用するためには、公認心理師の活動の場そのものを拡大していくことに加え、公認心理師自身の能力向上という 2 つの側面があると考えられる。前者については、厚労省制度推進室は行政説明の機会に公認心理師の活躍の場の拡大に資するよう機会を捉えて周知に努めていくとしており、徐々にその成果も出はじめている。しかしながら、まだ十分であるとは言えないため、抽象的に広報したり、自然な広がりを期待したりするにとどまらず、具体的な依頼文書等の発出やプロモーションの実行等によって国家資格としての公認心理師の周知を積極的に図っていく必要がある。

また、公認心理師自身の能力向上については、指導者の法定講習等の機会に用いられる「段階別到達目標」に示されているように、学部段階、大学院段階、就職後 5 年目の 3 段階を設定し、エビデンスに基づく公認心理師としての態度、専門技能、組織性と学際性、研究・研究能力の 4 つの大項目を掛け合わせる形で指導することが望ましい。なお、未整備である標準化された「実習（指導）ガイドライン」を早急に作成する必要がある。

さらに、公認心理師制度を議論する諸団体の在り方、養成カリキュラム、公認心理師資格取得後の継続的な研修等に関する課題等を指摘した。なお、主要 5 分野の共通性を前提とした公認心理師制度は、各分野の特徴や独自性を踏まえると、より専門分野に特化した養成や研修という観点も非常に重要である。そのためには、職能団体等の例にあるような専門分野に特化した公認心理師を養成していくことも有用な観点である。こうした見方を踏まえ、行政の在り方、主治医の指示の問題、国家試験の在り方等をまとめた。

厚労省制度推進室による公認心理師法附則第 5 条に基づく検討義務は果たしたと見なせるものの、その後の実効性を持った制度改革等はほとんど進んでいない。例えば、保健医療分野においては、診療報酬の改定に伴う活動の場の拡大のため、公認心理師の採用形態等の施設基準として要求される事項等にも対応できる体制を充実していく必要がある。

5 公認心理師の今後の方向性

- （１）国民に対する公認心理師の更なる周知と活動の場の拡大に努める必要がある。
- （２）公認心理師の資質能力の向上のために、エビデンスに基づく公認心理師の活動に関して、その基盤となる心理学界のコンセンサスを形成する必要がある。
- （３）公認心理師養成のコアカリキュラムを明確に設定し、それを国家試験の出題等に適切に反映する必要がある。
- （４）公認心理師を心理学領域における汎用の基礎資格と位置付け、主要 5 分野の実状等

に応じて標準化された専門公認心理師制度等の在り方を検討する必要がある。

(5) 公認心理師資格取得後の継続的研修義務等に関する制度化を検討する必要がある。